

時間外選定療養費徴収のお知らせ

厚生労働省が推奨する“病診連携推進政策”をより推し進めるため、「緊急性を要しない自己都合による時間外受診」の場合は、治療費の他に時間外選定療養費を徴収いたします。

時間外選定療養費

8, 400円

徴収対象時間

平日：17時～翌日8時半

土曜：13時以降 日曜・祝日：終日

徴収開始日

平成24年2月1日

時間外選定療養費について

下記1～5に該当しない場合は、徴収対象となります。

1. 救急車で搬送された場合
2. 症状が重篤で入院が必要な場合
3. 当院で当日受診があり、症状増悪によって時間外に再受診する場合
4. 北部夜間急病センターほか開業医から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
5. 当院医師より注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合